

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第150号 平成25(2013)年2月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

対馬や濟州島の珊瑚礁について

名古屋市 石田敬一

珊瑚礁の北限について、「古田史学の会・東海」の2013年1月の例会で話題となりましたので、調べました。

2012年5月5日(土)の読売新聞ホームページ(YOMIURI ONLINE)に、国立環境研究所が対馬沖で、世界最北端となる珊瑚礁を確認したという記事がありました。

長崎県・対馬沖で世界最北となるサンゴ礁を、国立環境研究所の山野博哉主任研究員(41)らが確認した＝写真、川口正峰撮影＝。キクメイシ科のサンゴで、長さ約100メートル、幅約10メートル、厚さが5.5メートルあり、約4300年前から形成されてきたとみられる。

北緯34度25分にある対馬市豊玉町志多浦の水深10メートルの入り江で確認した。これまでの最北は、山野主任研究員らが2001年に確認した同県・壱岐島沖で、約80キロ北西に記録を更新した。

この記事によれば、発見されたのは、キクメイシ科に属するサンゴで、対馬市の入り江、水深10メートルのものですが、重要なことは、対馬に珊瑚礁があったということばかりでなく、サンゴの繁殖状況と周辺の環境から約4300

年ほど前から珊瑚礁が形成されてきたものと推定されていることです。

ところで、今回、珊瑚礁が発見された場所は北緯34度25分とあります。北極は北緯90度ですので、南方に下がるほど北緯の緯度の数字が小さくなります。濟州島はなんとなく寒いイメージを持ちますが、濟州島の座標は、北緯33度22分ですから、対馬より南方にあります。珊瑚の生息が可能な緯度です。



記事の引用元：YOMIURI ONLINE

(<http://kyushu.yomiuri.co.jp/nature/animalia/20120506-0YS8T00150.htm>)

事実、韓国の方々にとっては、濟州島が日本で言う沖縄のような観光地で、ダイビングや潜水艇で珊瑚礁を見るのが、ひとつの観光目的に

なっているようです。特に済州島の東端にある牛島は、珊瑚礁の密集地でダイビングを楽しむことができ、牛島にある海水浴場は韓国では有名なサンゴの砂浜だそうです。また、西帰浦沖の海も珊瑚礁が美しいようです。こうした情報は、韓国観光公社や済州観光情報公式ホームページにも記載があります。

一般的に珊瑚礁というと沖縄辺りが北限であると理解されている人が多いと思いますが、済州島や対馬にも珊瑚礁があるという認識は重要です。しかも、現在の日本海側に珊瑚礁があるだけでなく、紀元前から日本海側に珊瑚礁があったという今回の情報は重要なことだと思います。

『日本書紀』年表 目次	
1	神代(上・下)
2	神武記～応神紀



はじめに

仁徳紀から武烈紀までの年表を、「『日本書紀』年表3」として作成したので報告する。

『日本書紀』年表3(仁徳紀～武烈紀)は、本会のホームページ(http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai/index.htm)の資料編に掲載する。

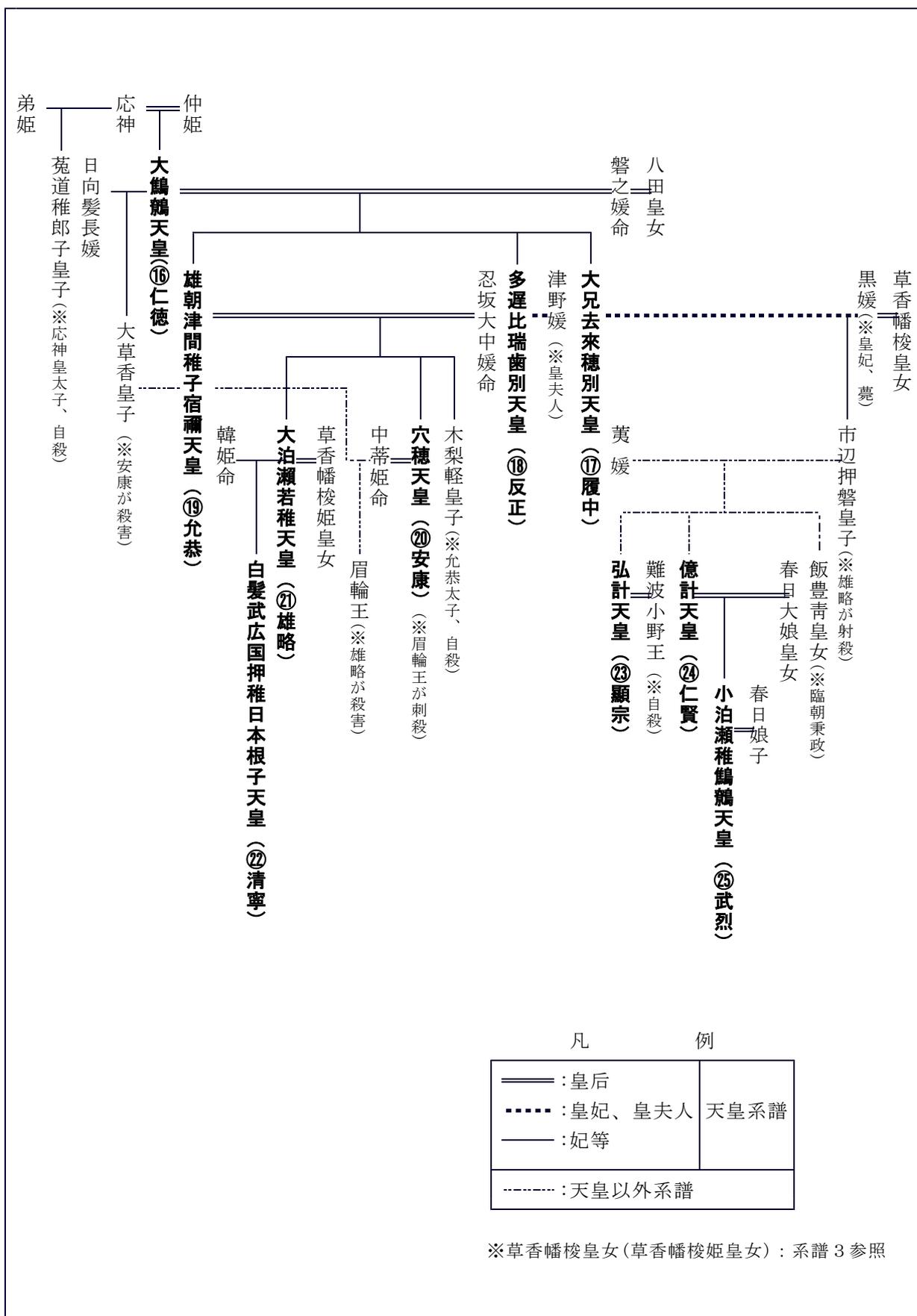
1 作成方法

『日本書紀』年表2と同様な仕方で、原文を天皇紀毎に日単位で区分した。また、記事が記述されていない年であっても、年次を明示した。

年表作成にあたっては、『日本書紀』年表2で掲載した書物の他、『古代は輝いていたⅡー日本列島の大王たちー』(古田武彦著、朝日新聞社、昭和60年2月)を参考にした。

2 特記事項

- (1) 仁徳天皇から武烈天皇までの系譜は、系譜1「天皇家系譜(仁徳～武烈)」のとおりである。
- (2) 天皇の誕生・立太子・即位・崩御の年令及び葬の時期は、表1「天皇年令等一覧」のとおりである。
 - ・仁徳、履中天皇以外は、年令が不明である。
 - ・反正は崩御から6年後に葬しており、崩御から葬までの期間が異常に長い、理由は不明である。
- (3) 仁徳、允恭天皇の即位年と前天皇崩御年の間に空白年が生じている。その状況は表2「空白年一覧」のとおりである。
- (4) 仁徳、允恭、安康、雄略、顯宗は、皇太子にならずに、直接、天皇に即位している。
 - ・なお、仁賢は清寧と顯宗の2代続いて皇太子となっている。
- (5) 反正、木梨輕太子については、皇太子を儲君と記述している。
 - ・履中二年正月條
二年春正月丙午朔己酉 立瑞齒別皇子(反正)為儲君
 - ・反正元年條
元年春正月丁丑朔戊寅 儲君即天皇位
 - ・允恭二四年條
太子(木梨輕太子)是為儲君 不得加刑
 - ・なお、仁徳～武烈紀以外で儲君と記述しているのは大友皇子(天武即位前紀)のみである。
- (6) 履中紀、反正紀では正妻を皇后ではなく、別称で記述している。この記述は履中紀、反正紀のみである。
 - ・履中天皇：皇妃
(履中元年)秋七月己酉朔壬子 立葦田宿禰之女 黒媛為皇妃
 - ・反正天皇：皇夫人
(反正元年)秋八月甲辰朔己酉 立大宅臣祖木事之女 津野媛為皇夫人



凡 例

====	:皇后	天皇系譜
.....	:皇妃、皇夫人	
——	:妃等	
-----	:天皇以外系譜	

※草香幡梭皇女(草香幡梭姫皇女): 系譜 3 参照

表 1

天皇年令等一覧

代	天皇	区 分	誕生		立太子		即位		崩御			葬(陵に葬った年)	
			西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	『記』	西暦	和暦
16	仁徳	暦 -- 歳		—		—	313	仁徳 元年	399	仁徳八七年	(歳)	399	仁徳八七年
				—		—		—		— (—)	8 3		(当年)
17	履中	暦 -- 歳	329	仁徳十七年	343	仁徳三一年	400	履中 元年	405	履中 六年		405	履中 六年
				1		1 5		7 2		7 7 (7 0)	6 4		(当年)
18	反正	暦 -- 歳		—	401	履中 二年	406	反正 元年	410	反正 五年		416	允恭 五年
				—		—		—		— (—)	6 0		(6年後)
19	允恭	暦 -- 歳		—		—	412	允恭 元年	453	允恭四二年		453	允恭四二年
				—		—		—		— (若 干)	7 8		(当年)
20	安康	暦 -- 歳		—		—	453	允恭四二年	456	安康 三年		459	雄略 三年
				—		—		—		— (—)	5 6		(3年後)
21	雄略	暦 -- 歳	418	允恭七 年		—	456	安康 三年	479	雄略二三年		480	清寧 元年
				1		—		3 9		6 2 (—)	1 2 4		(翌年)
22	清寧	暦 -- 歳		—	478	雄略二二年	480	清寧 元年	484	清寧 五年		484	清寧 五年
				—		—		—		— (若 干)	—		(当年)
23	顯宗	暦 -- 歳		—		—	485	顯宗 元年	487	顯宗 三年		488	仁賢元年
				—		—		—		— (—)	3 8		(翌年)
24	仁賢	暦 -- 歳		—	482	清寧 三年	488	仁賢 元年	498	仁賢十一年		498	仁賢十一年
				—		—		—		— (—)	—		(当年)
25	武烈	暦 -- 歳		—	494	仁賢 七年	498	仁賢十一年	506	武烈 八年		506	繼体 二年
				—		—		—		— (—)	—		(2年後)

注 1 「網目」は、誕生年及び年令等を算出するための基準である。これにより年令を算出した。

2 雄略誕生年(允恭七年十二月條)

適產大泊瀨天皇之夕 天皇始幸藤原宮 皇后聞之恨曰「妾初自結髮 陪於後宮 既經多年 甚哉 天皇也 今妾產之 死生相半 何故 当今夕 必幸藤原 乃自出之 燒産殿而將死」

3 立太子をせずに即位した天皇：仁徳、允恭、安康、雄略、顯宗

4 皇太子を儲君と記述している場合：瑞齒別皇子(反正)、木梨輕太子

5 仁賢は、清寧、顯宗と2代続いて皇太子。

6 崩御年令での()書：記事年令

表 2

空白年一覽

天皇紀	西曆〈干支〉和曆			記 事
仁徳紀	310	庚午	応神 4 1	四一年春二月 誉田天皇崩 既而興宮室於菟道而居之 猶由讓位於大鷦鷯尊 以久不即皇位 爰皇位空之 既經三載
	313	癸酉	仁徳 1	元年春正月丁丑朔己卯 大鷦鷯尊即天位
允恭紀	410	庚戌	反正 5	五年春正月 瑞齒別天皇崩
	412	壬子	允恭 1	元年冬十有二月…… 即日 捧天皇之璽符 再拜上焉 皇子曰「……」乃即帝位

(7) 雄略は、天皇の後継者となり得る皇子達を殺害して天皇位についた。安康が眉輪王に暗殺されてから、市辺押磐皇子、八釣白彦皇子、黒彦皇子、御馬皇子、及び眉輪王(大草香皇子の子)が雄略に殺害(死去)された。これと同じことが継体天皇崩御記事の異説として

日本天皇及太子皇子俱崩薨

と記述されている。

(8) 飯豊青皇女は、次の記事から天皇であったと考えられる。また、これを支持する古文書は多々存在する。

① 名前の尊称に「尊」がついている。

・【顯宗即位前紀】清寧五年正月條
由是 天皇姉飯豊青皇女 於忍海角刺宮
臨朝秉政 自称忍海飯豊青尊

② 死去したとき、天皇の時と同様に「崩」を用い、墓を「陵」として記述している。

・【顯宗即位前紀】清寧五年11月條
冬十一月 飯豊青尊崩 葬 葛城埴口丘陵

③ 飯豊青皇女と顯宗・仁賢との関係は、「叔母」・「姉」及び「妹」の3説がある。系譜2「飯豊青皇女の系譜」を参照。

(9) 市辺押磐皇子は、次の記事から天皇(皇太子)であったと思われる。

① 天皇

・【顯宗即位前紀】

(顯宗天皇曰) 市辺宮治天下 天萬国萬押
磐尊御裔 僕是也

② 皇太子

・【雄略即位前紀】

冬十月癸未朔 天皇(雄略) 恨穴穗天皇
曾欲以市辺押磐皇子 伝国而遥付囑後事
……

(10) 幡梭皇女

① 幡梭皇女に関する記事は、表3「幡梭皇女に関する記事」のとおりである。

② 通説*1

・「仁徳の皇女である幡梭皇女」と「履中皇后の幡梭皇女」とは別人とされる。
・別人とした理由は、『古事記』に履中の皇后となる記述がなく、出自が不明のためとされる。

③ 系譜上、仁徳の皇女(履中、反正、允恭の異母兄弟)として、履中及び雄略の皇后となる。その状況は、系譜3「幡梭皇女の系譜」のとおりである。

なお、『釋日本紀』帝皇系図では、仁徳の皇女である幡梭皇女について

先履中后 後雄略后

と記述されている。*2

*1 日本古典文学大系『日本書紀』上、390頁頭注八(補注11-3、627頁)
日本古典文学全集『日本書紀』②、93頁(頭注一五)

*2 『釋日本紀』: 国史大系第八卷『釈日本紀』50頁(1965年、吉川弘文館)

履中紀	<p>黒媛 (※皇妃)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市辺押磐皇子 (※雄略が射殺) — 御馬皇子 (※雄略が殺害) — 青海皇女 (飯豊皇女) <p>⑰ 履中</p>
顯宗紀	<p>【本文】 黒媛 (※皇妃)</p> <ul style="list-style-type: none"> — ^{いちのへおしは}市邊押磐皇子 (磐坂市辺押羽皇子、天萬國萬押磐尊)*1 — 飯豊青皇女 (忍海飯豊青尊) (※臨朝秉政) — 億計天皇 — 弘計天皇 (來目稚子) <p>^{はえ}菟媛</p> <p>⑰ 履中</p>
顯宗紀異説	<p>【異説 1 : 譜第】 大兄去来穂別天皇 (履中) — 市辺押磐皇子</p> <ul style="list-style-type: none"> — 居夏姫 — 億計王 (嶋稚子、大石尊) — 弘計王 (來目稚子) — 飯豊女王 (忍海部女王) — 橘王 <p>蟻臣 — 菟媛</p> <p>【異説 2 : 一本】 大兄去来穂別天皇 (履中) — 市辺押磐皇子</p> <ul style="list-style-type: none"> — 居夏姫 — 飯豊女王 (忍海部女王) — 億計王 (嶋稚子、大石尊) — 弘計王 (來目稚子) — 橘王 <p>葦田宿禰 — 蟻臣 — 菟媛</p>

表 4

清寧・顯宗及び仁賢紀における一年のずれ一覧

区 分	清寧紀、顯宗即位前紀	仁賢即位前紀
億計・弘計(仁賢・顯宗)二王子の発見	清寧二年冬十一月	清寧元年冬十一月
億計・弘計(仁賢・顯宗)二王子の宮中へ迎え	清寧三年春正月	—
億計(仁賢)の立太子	清寧三年夏四月	清寧二年夏四月

*1 『播磨国風土記』美囊郡條：日本古典文学大系『風土記』348頁、(秋本吉郎校注、1958年4月、岩波書店)
於意奚(仁賢)袁奚(顯宗)天皇等 所以坐於此土者 汝父市邊天皇命 所殺於近江國摧綿野時

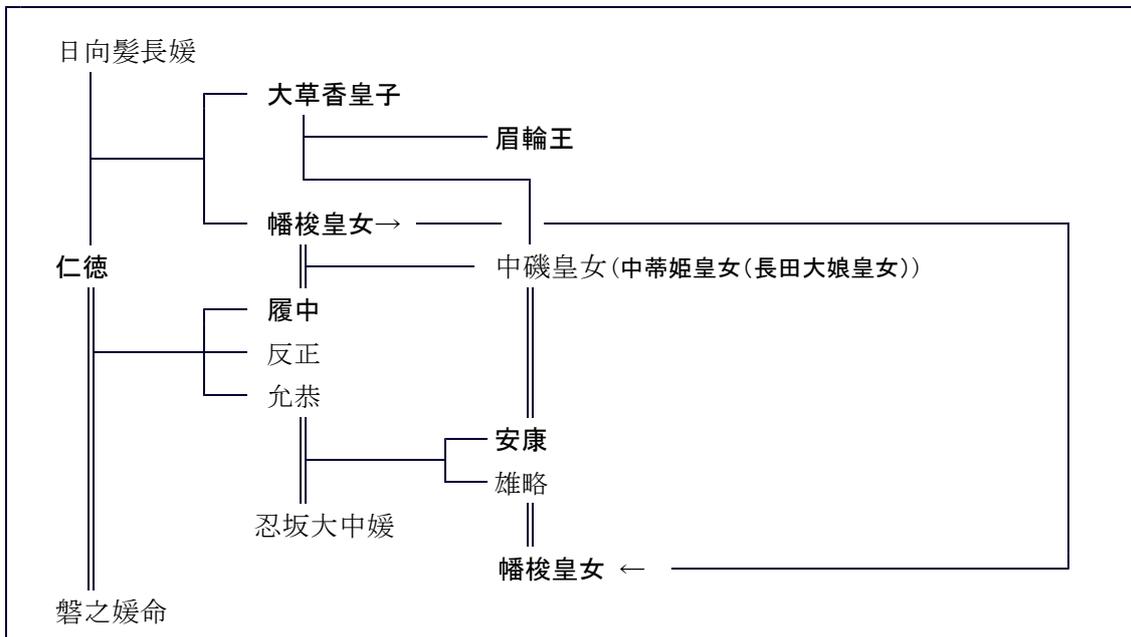
表 3

幡梭皇女に関する記事

天皇紀	記 事
仁徳紀	・(仁徳)二年春三月辛未朔戊寅 立磐之媛命為皇后 …… 又妃 日向髮長媛 生 大草香皇子・幡梭皇女
履中紀	・(履中元年)秋七月己酉朔壬子 立葦田宿祢之女黒媛為皇妃 次妃 幡梭皇女 生 中磯皇女 ・六年春正月癸未朔戊子 立草香幡梭皇女為皇后
安康紀	・(安康)元年春二月戊辰朔 天皇為大泊瀬皇子 欲聘大草香皇子妹幡梭皇女 則遣坂本臣祖 根使主 請於大草香皇子曰「願得幡梭皇女 以欲配大泊瀬皇子」 …… ・爰取大草香皇子之妻中蒂姫 納于宮中 因為妃 復遂喚幡梭皇女 配大泊瀬皇子
雄略紀	・穴穂天皇 …… 願謂皇后 <small>去來穗別天皇女 曰 中蒂姫皇女 更名 長田大娘皇女也 大鸕鷀天皇子大草香皇子 娶長田皇女 生 眉輪王也 於後 穴穂天皇 用根臣譏 殺大草香皇子 而立中蒂姫皇女為皇后 語在穴穂天皇紀也</small> 曰「吾妹 <small>稱為妹 蓋古之俗乎</small> 汝雖親昵 朕畏眉輪王」 ・(雄略)元年春三月庚戌朔壬子 立草香幡梭姫皇女為皇后 <small>更名幡 姫皇女</small>

系譜 3

幡梭皇女の系譜



※ 仁徳紀、履中紀、安康記、及び雄略紀(含む即位前紀の細字)を合わせて作成した。

3 検討課題

(1) 履中・反正紀

履中・反正紀は、次のように他の天皇紀に比較して特異な内容を記述している。

- ・通常は、即位する者自身が競争者を殺害し即位しているが、履中の場合は、競争者の住吉仲皇子を反正が殺害して履中が天皇に即位している。
- ・正妻を皇妃・皇夫人としている。

- ・反正が皇太子の時、儲君と記述されている。
- ・反正の崩御年は、諸本によって反正五年と反正六年の2説が存在する。

これは、九州王朝史からの盗用のためか、近畿天皇家史によるためであろうか。

(2) 允恭紀

- ・諡が天皇の臣下の称号の一つである宿禰としている。

雄朝津間稚子宿禰

- ・允恭即位前紀では、病弱であったものの群臣の推挙により天皇位についている。
- ・天皇即位までに表2のとおり一年の空白が生じている。

これは、近畿天皇家が九州王朝の臣下であることの微証か。

(3) 清寧紀・顯宗即位前紀と仁賢即位前紀に一年ずれた記事があり、その状況は表4「仁賢・顯宗紀における一年のずれ一覧」のとおりである。

これは原『日本書紀』の存在を示すものか。

九州王朝の「評と冠位」考

名古屋市 佐藤章司

1 評について

2013年6月13日付けの各新聞紙上で、太宰府市の国分松本遺跡から10点の木簡が発見され、その中の1点に、7世紀末の最古の「評と冠位」記載の木簡（戸籍木簡）が見つかったと報道された。これまでは、正倉院に伝わる「筑前国嶋郡川辺里戸籍」が最古の戸籍であった。このことから7世紀末には太宰府を中心として九州全体においても九州王朝の「評」制下にあったことは確実であろう（注1）。また、藤原宮跡地から出土した次(A、B)の木簡から、尾張国も700年まで九州王朝下にあったのではないかと読み取れる。そして「評」は、大宝元年（701年）の九州滅亡と共に、大和王朝の「郡」制下に組込まれたのではないかと思う。

A：(表)辛卯年（691年）十月尾治国知多評
(裏)人家里神部身

B：(表)尾治国知多郡

(裏)大宝二年（702年）

Aは尾張国が管内の評組織を束ねて九州王朝の新益京への献上した品の一部であろう。

国（国造）⇒評（評督）⇒里（里長）

は行政単位。

Bは尾張国が管内の郡組織を束ねて大和王朝の藤原京への献上した品の一部であろう。

国（国司）⇒郡（郡司）⇒里（里長）

は行政単位。

尾張国造は上表文を作成し、各地「評」からの献上する物品の目録を上表文に添えて、同時に其の品々に上記のA、B等の木簡を付けて、遺漏なく届くようにしていたのであろう。

(注1)

①文武2年（698年）3月10日條

諸国の郡司を任命し、次の詔をされた。諸国の国司は、郡司の選考に偏頗があつてはいけない。郡司もその職にあるときは、必ず法の定めに従え、これより以後このことに違背してはならぬ。

(講談社学術文庫『続日本紀』上、18頁)

そして、3年後(701年)の大宝律令で施行され「評」から「郡」に代わったのであろう。

②文武4年（700年）6月3日條

薩末の比売・久売・波豆・衣評の督の衣君県・同じく助督衣君互自美、また肝衝の難波、これに従う肥人(肥後国球磨郡の人)らが武器を持って、さきに朝廷から派遣された覓国使の刑部真木らをおどして物を奪おうとした。そこで筑紫の惣領に勅を下して、犯罪と同じように処罰させた。

(講談社学術文庫『続日本紀』上、31頁)

評から郡に移行する際には、武力行使があった。

2 冠位について

(1) 天武14年(685)「冠位48階」の検証
国分松本遺跡出土の木簡(裏)に

井十一人 同里人進大弍建ア成戸……

「進大弍」は天武14年(685)の「冠位48階」(注2)の43階位。この天武14年の冠位制度は九州王朝の制定である。

(注2) 天武14年の冠位制度

・諸王:「十二階位」

明大弍	明広弍	明大弍	明広弍
浄大弍	浄広弍	浄大弍	浄広弍
浄大参	浄広参	浄大肆	浄広肆

・諸王以外:「冠位48階」

正大弍	正広弍	正大弍	正広弍
正大参	正広参	正大肆	正広肆
直大弍	直広弍	直大弍	直広弍
直大参	直広参	直大肆	直広肆
勤大弍	勤広弍	勤大弍	勤広弍
勤大参	勤広参	勤大肆	勤広肆
務大弍	務広弍	務大弍	務広弍
務大参	務広参	務大肆	務広肆
追大弍	追広弍	追大弍	追広弍
追大参	追広参	追大肆	追広肆
進大弍	進広弍	進大弍	進広弍
進大参	進広参	進大肆	進広肆

以下その理由を記す。

①上記の木簡の出土地や九州王朝の行政単位である「嶋評」に伴った「進大弍」建ア成戸の表示。

②持統8年(694年)3月2日條
直広肆大宅朝臣麻呂・勤大貳台忌寸八嶋・黄書連本実らを鑄銭司に任じられた。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、340頁)

③文武3年(699年)12月20日條
初めて鑄銭司を設け、直大肆の中臣朝臣意美麻

呂を長官に任じた。

(講談社学術文庫『続日本紀』上、26頁)

上記の②③とも倭国の貨幣制度であり任命権者は九州王朝の天子となる。*1

④持統5年(691年)12月8日條

詔して「新益京での右大臣に賜る宅地は四町。直広貳以上には二町、大参以下には一町、勤以下無位まではその戸の人数による。……」といわれた。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、332頁)

上記の宅地配分の任命権者は、九州王朝の天子である。(別に詳述する。)

(2) 大化3年(648年)「冠位七種13階」の検証

白雉4年(653年)の遣唐使として派遣された大使小山上吉士長丹・副使小乙上吉士駒らは九州王朝の遣唐使である。*2 と論じ、それを根拠として次のように記した。

遣唐使の大使小山上吉士長丹が小花下に、副使小乙上吉士駒が小山上に昇進した記事から、上記①②の白雉年号記事を記述している『日本書紀』孝徳紀は、九州王朝の史書である『倭国日本紀(仮称)』から盗用し転用して編纂されている、ということになるろうし、大化3年(648年)の「七種十三階」(注3)の冠位制定記事も九州王朝の史書からの盗用となる。

(注3) 「七種十三階」

大織冠	小織冠	大繡冠	小繡冠
大紫冠	小紫冠	大錦冠	小錦冠
大青冠	小青冠	大黒冠	小黒冠
建武			

そして、大化5年2月の改定では「冠位19階」(注4)へ改定される。

*1 拙著「倭国の貨幣制度」(「東海の古代」第148号、2012年12月)参照

*2 拙著「難波長柄豊碓宮と難波の朝(みかど)」(「東海の古代」第149号、2012年1月)参照

(注4) 「冠位19階」
 大織冠 小織冠 大繡冠 小繡冠
 大紫冠 小紫冠 大花上 大花下
 小花上 小花下 大山上 大山下
 小花上 小花下 大乙上 大乙下
 小乙上 小乙下 立身

この様に考えた時、『続日本紀』に記す大宝元年3月21日条が活きてくる。

……建元為大宝元年 始依新令 改制官名・位号 ……

そこで新しく元号をたてて、大宝元年とした。初めて新令(大宝令)に基づいて、官名と位号の制を改正した。

(講談社学術文庫『続日本紀』上、36・37頁)

すなわち大和朝廷の冠位制度は大宝律令が始めてだった、ということになり、それまでの冠位制度は、九州王朝が制定していたことにもなる。天武天皇14年(685年)の「冠位48階」に倣うことによって九州王朝の臣下である百官百僚達を大和王朝に取り込んだのであろう。

(3) 『隋書』倭国伝から

大徳 小徳 大仁 小仁 大義 小義
 大禮 小禮 大智 小智 大信 小信

の内宮に十二等(冠位12階)が倭国の始めての冠位制度である。

他方、『日本書紀』推古天皇11年(604年)12月5日条には次のとおりある。

十二月戊辰朔壬申 始行冠位
 大徳 小徳 大仁 小仁 大禮 小禮
 大信 小信 大義 小義 大智 小智
 并十二階

12月5日、はじめて冠位を施行した。

大徳 小徳 大仁 小仁 大禮 小禮
 大信 小信 大義 小義 大智 小智
 全部で十二階である。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、92頁)

明らかに『隋書』からの盗用であり、『日本書

紀』完成後に大和王朝によってこの『隋書』は禁書となった。*1

以上要約すると、推古天皇11の十二階から天武天皇14年の冠位四十八階は九州王朝の制定した冠位となる。

日本における「竹島」の地名について

名古屋市 石田敬一

竹島といえば、最近のニュースで話題の島根県の竹島がありますが、竹島は、どこにでもあるような地名であるので、日本中に数多くあるように錯覚しがちです。

以前に、私は、全国にどのくらい竹島があるか、その地名を調べたことがあり、それほど数多くは無いことを承知していましたが、「古田史学の会・東海」の例会においても、話題になったことがありますので、あらためて、現在、日本で竹島と確認できる島名・地名を整理し報告します。

日本における竹島を調べた結果は、表1のとおりです。『隋書』倭国伝に記述されるように、唐人に竹島と知られていたほどの地名があるかどうかはともかく、一応調べられるかぎり整理しました。

その結果は、日本のどこの県にも竹島が存在するのではなく、意外に限られた地域にあることがわかりました。宮城県、愛知県、島根県、岡山県、山口県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の10県です。今後の論考の参考にしていただければと思います。

これらの竹島の中で、比較的大きな島としては、リュウキュウチクが繁茂しているのでその名が付いたとされる鹿児島県鹿児島郡三島村の竹島であり、その面積は4.2平方キロメートルです。そのほかの竹島は、1平方キロメートル

*1 拙者『『日本書紀』の中国史料収集時期考』(「東海の古代」146号、2012年12月)参照

以下の小島です。ちなみに冒頭にあげた島根県隠岐郡隠岐の島町の竹島の面積は、0.2平方キロメートルであり、私が住む愛知県にある竹島は、0.02平方キロメートルです。

表1

番号	所在地
1	宮城県本吉郡志津川町
2	愛知県蒲郡市竹島町
3	島根県隠岐郡隠岐の島町（旧五箇村） 島根県隠岐郡知夫村
4	岡山県岡山市南区宮浦（児島湾内） （児島郡甲浦村大字宮浦字高島（旧竹島））
5	山口県長門市油谷伊上（油谷湾内） 山口県山口市（旧・吉敷郡秋穂町）
6	大分県佐伯市（佐伯港内）
7	長崎県 <small>さいかい</small> 西海市西彼町大串郷 長崎県諫早市
8	熊本県上天草市 熊本県天草市（旧・天草郡有明町） 熊本県天草市（旧・天草郡御所浦町） 熊本県天草市（旧・本渡市下浦町） 熊本県葦北郡芦北町
9	宮崎県日向市竹島町竹島（門川湾内）
10	鹿児島県鹿児島郡三島村 鹿児島県出水郡長島町諸浦

このほかに、陸内にある竹島、竹島町、武島等の地名は、表2のとおりです。いずれも比較的狭い地域を示しています。なお、他にも竹島があればご教示いただければと思います。

表2

番号	所在地
1	秋田県にかほ市飛上竹島潟（字名） <small>とびかみたけしまがた</small>
2	新潟県胎内市竹島 <small>たけじま</small>
3	岐阜県大垣市竹島町 <small>たけじま</small>
4	大阪府大阪市西淀川区竹島 <small>たけじま</small>
5	山口県周南市竹島町 <small>たけしまちよう</small>
6	高知県高知市竹島町・北竹島町 <small>たけしまちよう</small> <small>きたたけしまちよう</small> <small>みなみたけしまちよう</small> ・南竹島町
7	高知県四万十市竹島 <small>たけじま</small>
8	徳島県鳴門市鳴門町高島竹島 <small>たけじま</small>
9	福岡県久留米市安武町武島 <small>たけしま</small>

1 月例会報告

○『隋書』百済伝の舩牟羅國に関して

名古屋市 石田敬一

『隋書』百済伝に記述される舩牟羅國に関して、次の項目について意見交換を行った。

- ① 珊瑚樹の生息区域
- ② 『三国史記』百済本紀の「耽羅即耽牟羅」の記事
- ③ ノロジカの生息区域
- ④ 『隋書』百済伝の「海東舩牟羅國」の記事
様々な意見があったが、とりわけ珊瑚の生息区域や、珊瑚樹に関する中国史料について確認する必要を感じたので、今後精査することにした。

○ 「評と冠位」考

名古屋市 佐藤章司

2013年6月13日付けの新聞紙上で太宰府市の国分松本遺跡から10点（3点は以前から出土）の戸籍木簡を含む木簡の発見が報道された。その中から「評と冠位」について取り上げ考察した内容を次のとおり発表した。

1 評について

七世紀末には太宰府を中心として、九州全体が九州王朝の「評」制下にあったと推測される。

また、藤原宮跡地から出土した木簡から尾張国も九州王朝下にあっただろうと読み取れる。

そして、大宝元年の九州王朝滅亡後には、「評」は大和王朝の「郡」制下に組み込まれたと考える。

2 冠位について

国分松本遺跡出土の木簡(裏)の「進大式」は、天武14年(685)の「冠位48階」の43階位であり、この冠位制度は九州王朝の制定であったと考える。

訂 正

以下の誤りがありました。お詫びして訂正します。

- ・127号(平成23年3月)1頁左段
- ・145号(平成24年9月)4頁右段

誤	三月から八月までが「え(兄)の年」で 甲、丙、戊、庚、壬 九月から二月までが「と(弟)の年」で 乙、丁、己、辛、癸
正	九月から二月までが「え(兄)の年」で 甲、丙、戊、庚、壬 三月から八月までが「と(弟)の年」で 乙、丁、己、辛、癸

2月例会予定

日 時：2月10日(日) 午後1時30分～5時
場 所：名古屋市市政資料館(第5集会室)

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分等

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

3月例会：3月10日(日)名古屋市市政資料館

4月例会：4月21日(日)名古屋市市政資料館
例会は、3月は第2日曜日、4月は第3日曜日です。

古田武彦氏とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

会 員 募 集

平成25(2013)年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特 典：・例会参加料無料

(例会欠席時は、例会資料を送付)

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集(古代への碑)の配布

会費振込先：ゆうちょ銀行(普通口座)

名 前：古田史学の会・東海

記号：12110

番号：12993951

※「ゆうちょ銀行口座」同士の送金は、ATMで送金される場合、振込手数料が無料となります。

●他の金融機関から振り込む場合の

「ゆうちょ銀行」口座

店 名：二一八

店 番：218

預金種目：普通預金

口座番号：1299395